

令和7年3月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和7年3月25日（火）午後2時32分～

場所：本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和7年3月25日（火）、本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 5 番	伊 澤 忠 治
2 番	小 林 正 幸	1 6 番	井 出 茂 康
3 番	永 野 良 徳	1 7 番	漆 原 豊 彦
4 番	田 代 恵 美 子	1 9 番	宮 治 政 彦
5 番	西 山 弘 行	2 0 番	安 藤 康 彦
6 番	関 根 栄 一	2 2 番	澤 野 孝 行
7 番	齋 藤 義 治	2 3 番	平 川 勝 昌
8 番	井 上 哲 夫	2 4 番	神 崎 享 子
9 番	上 田 洋 子	2 5 番	砂 川 耕 介
1 0 番	吉 川 誠		
1 1 番	飯 田 芳 一		
1 3 番	吉 原 豊		
1 4 番	加 藤 登		

欠席委員は、次のとおり

1 2 番	三 上 健 一	1 8 番	北 村 利 夫
2 1 番	佐 藤 智 哉		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	幸 田	主 幹	坂 間
主 査	森	主 査	久 保

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 85号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 86号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 87号 非農地証明願について
- 日程第 4 議案第 88号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- 日程第 5 議案第 89号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について
- 日程第 6 議案第 90号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
- 日程第 7 議案第 91号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について
- 日程第 8 報告第 24号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について
- 日程第 9 報告第 25号 「令和8年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和8年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」

開会 午後２時３２分

事務局（幸田事務局長） それでは、お待たせしました。定刻を過ぎましたけれども、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数２５名、出席者２２名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を農業委員会の総会にお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

春は異動の時期でございます。先ほどの報告のとおり人事異動が決定したようでございます。また、歓送迎会を今後予定しておりますので、そのときはぜひ御協力をお願いしたいと思います。

本格的な春を迎えまして、農業にとってはいろいろな作業が本格化する時期となりまして、日々の農作業が大変かと思いますが、皆様には心より敬意を表したいと思います。

さて、近年の農政においては、農業の持続可能性と生産性向上が重要な課題となっております。政府では、農地の集約化やスマート農業の推進を初め、新規就農者の支援強化にも力を入れているようでございます。また、輸出の促進や国内流通の効率化を進めるために、農業の収益向上を目指す取組がますます進んでいくようございます。

そうした中で、私たち農業委員会としても、地域の実情に即した施策を推進して、農業者の皆様が安心して経営ができる環境づくりに努めてまいりたいと思います。今後とも、皆様方の貴重な意見をいただきながら、地域農業の発展に向けて、農業委員会として進んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願を申し上げます。

それでは、３月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

事務局（幸田事務局長） 齋藤会長、ありがとうございました。

これより議事に入ります。藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（坂間主幹） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により17番の漆原豊彦委員と19番の宮治政彦委員の御両名をお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第85号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、4人。所有面積、468a。耕作面積、525a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、瀬郷の2筆。地積、2筆合計1,035㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、2人。所有面積、622a。耕作面積、569a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、宮原の1筆。地積、981㎡。権利の種類、交換による所有権移転。申請理由、譲受人、効率的な営農のため（農地の交換）。譲渡人、譲受人の要

望による。

続きまして、番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、2人。所有面積、耕作面積、ともに26a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、宮原の2筆。地積、2筆合計980㎡。権利の種類、交換による所有権移転。申請理由、譲受人、効率的な営農のため（農地の交換）。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号4。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、2人。所有面積、耕作面積、ともに195a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、遠藤の2筆。地積、2筆合計1,404㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、漆原委員。

17番（漆原豊彦委員） 資料は1ページをお開きください。

本件の申請地は、県道丸子・中山・茅ヶ崎線の「宮原」交差点から南東に約350mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、植木の生産等により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るために、当該農地を新たに取得することです。

申請地については、植木を生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

10番、吉川委員。

10番（吉川 誠委員） 資料は3ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、目久尻川にかかる「戸中橋」から北東に約150mの土地になります。

地区協におきまして、譲渡人と面談いたしました。

譲受人は、果樹や露地野菜などの生産により農業経営を行っております。

このたび、効率的に営農するために、農地を交換するとのことです。

申請地については、ダイコンを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―  
―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号3について意見を求めます。

10番、吉川委員。

10番（吉川 誠委員） 資料は5ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、目久尻川にかかる「戸中端」から北東に約150mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、露地野菜の生産により農業経営を行っております。

このたび、効率的に営農するために、農地を交換するとのことです。

申請地については、ブロッコリーやジャガイモなどを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないた



日程第2、議案第86号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、宮原の1筆。地目、畑。地積、575㎡。内容、所有権移転。転用目的、資材置場。農用地区域除外日、昭和55年11月6日。農地種別、第3種農地。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、遠藤の2筆。地積、2筆合計619㎡。内容、権利の種類、賃借権設定。転用目的、資材置場。農用地区域除外日、平成2年3月31日。農地種別、第3種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

10番、吉川委員。

10番（吉川 誠委員） 資料は9ページをお開きください。

本件の申請地は、御所見市民センターから西に約150mの土地になります。

農地の区分は、300m以内に御所見市民センターがあるため、「第3種農地」と判断いたしました。

譲受人は建設業を営んでおり、事務所や知人の敷地内に資材などを置けていますが、湘南エリアからの受注が増加傾向にあり、常置する資材置場を確保する必要があります。そのため、前面道路の幅員も広く、業務エリアにアクセスしやすい申請地が適地であると判断したとのことをございます。

申請地は、北側が道路、東側が宅地、南側及び西側が駐車場になっております。









―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 87 号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 87 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 4、議案第 88 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号 1。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、遠藤の 12 筆。地目、全て畑。地積、12 筆合計 13,500 m<sup>2</sup>。確認した農地等の利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成 17 年 2 月 21 日。免除予定日、令和 7 年 12 月 22 日。現地確認日、令和 7 年 3 月 13 日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号 1 について意見を求めます。

2 番、小林委員。

2 番（小林正幸委員） 本件につきましては、令和 7 年 3 月 13 日に、相続人と事務局職員及び私で現地確認を行いました。

現地の状況ですが、牧草の作付け、栽培中であり、肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

―― ―――  
―― ―――  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 88 号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 88 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 5、議案第 89 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を上程いたします。

なお、本議案、番号 17 及び番号 19 については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限により、対象委員は、しばらくの間、退席を願います。

まず、17 番の対象委員の退席を願います。

[対象委員 退席]

それでは、番号 17 について、事務局からの説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」、御説明いたします。

番号 17 は、高倉を中心に 245 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことでした。

なお、現地確認を行い、特段問題等はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

―― ―――  
―― ―――  
ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 89 号、番号 17 について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 89 号、番号 17 について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

[退席委員 入室]

続きまして、番号 19 の対象委員は、退席を願います。

[対象委員 退席]

それでは、本議案、番号 19 について、事務局からの説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 番号 19 は、大庭を中心に 373 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことでした。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —  
— — — — —

ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 89 号、番号 19 について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 89 号、番号 19 について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

[退席委員 入室]

それでは、本議案、番号 1 から番号 16、番号 18、番号 20 から番号 22

について、事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） まず、農業経営基盤強化法に基づき利用権を設定していた農地について、4月以降、引き続き権利設定をして農地を利用する場合は、法律改正により農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく権利設定に移行いたします。

本議案において、利用権設定からの移行による新規分は18件あり、改正後の法律に基づく新規貸借分は4件あります。

議案書においては、その区分を明確にするために、「新規更新の区別」欄の記載を次のとおりとしています。移行による新規については、「新規（移行）」と記載し、新規貸借分については、「新規」と記載していますので、よろしくお願いいたします。

その上で、地区、番号ごとに御説明をいたします。

番号1から番号7は、用田を中心に283aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号8、番号13は、葛原を中心に348aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号9は、瀬郷を中心に101aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号10は、打戻を中心に120aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号11は、宮原で139aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、植木を栽培していくとのことです。

番号12は、打戻を中心に153aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号14は、遠藤で21aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号15は、石川を中心に167aを耕作する方の新規借受分で、当該地で











以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 ( 番)

署名委員 ( 番)